

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2018-16352(P2018-16352A)

【公開日】平成30年2月1日(2018.2.1)

【年通号数】公開・登録公報2018-004

【出願番号】特願2016-147799(P2016-147799)

【国際特許分類】

B 6 5 D 83/02 (2006.01)

A 4 7 J 47/08 (2006.01)

G 0 1 F 19/00 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/02 D

A 4 7 J 47/08

G 0 1 F 19/00 F

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月26日(2019.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

開口を有する容器本体と、

前記容器本体に取付けられ、前記開口を開閉可能である蓋と、

前記容器本体の内部に収容される計量部と、を有する棒状乾麺の保存容器であって、

前記容器本体は、前記開口から受け入れた棒状乾麺を収容する収容部を有し、

前記計量部は、底部と、該底部の両側に配置される第1及び第2の側部を有し、

前記計量部の底部は前記収容部の底部より高く、

前記第1の側部は前記収容部と前記計量部とを仕切り、

前記第2の側部は前記第1の側部より高く、

前記第1の側部と前記第2の側部の高さの差によって形成される第1の側部と蓋または容器本体の内面との隙間を介して、前記棒状乾麺が前記収容部と前記計量部との間を流通する、棒状乾麺の保存容器。

【請求項2】

前記計量部はその長手方向において複数の部分に分かれている、請求項1に記載の保存容器。

【請求項3】

前記容器本体は、前記計量部が分かれている部分に近接する箇所において、外側へ膨出する部分を有する、請求項2に記載の保存容器。

【請求項4】

前記第1の側部の上端の高さと前記底部の高さの差が可変である、請求項1～3のいずれか一項に記載の保存容器。

【請求項5】

前記第1の側部は上端部分が上下方向に動くことで上端の高さが可変である、請求項1～4のいずれか一項に記載の保存容器。

【請求項6】

前記計量部は、前記容器本体に対して着脱可能な態様で取り付けられる、請求項1～5のいずれか一項に記載の保存容器。

【請求項7】

前記容器本体はその長手方向の端部に前記開口を有する、請求項1～6のいずれか一項に記載の保存容器。